

特定非常災害による消費税法第12条の4 第1項 第2項 不適用届出書

収受印

令和 年 月 日 ____税務署長殿	届出書	(フリガナ) 納 税 地	(〒 -) (電話番号 - -)			
		(フリガナ) 氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 氏 名				
	法 人 番 号	※ 個人の方は個人番号の記載は不要です。				

下記のとおり、租税特別措置法第86条の5第5項の規定の適用を受けたいので届出します。

この届出の適用 対象課税期間	※ 租税特別措置法第86条の5第5項の規定の適用を受けることにより、消費税法第12条の4第1項の適用を受けないこととなる最初の課税期間を記載します。 自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日				
上記課税期間の 基準期間	自 令和 年 月 日	左記期間の			
	至 令和 年 月 日	課税売上高	円		
参考事項	高額特定資産の仕入れ等の日 【令和 年 月 日】				

下記のとおり、租税特別措置法第86条の5第6項の規定の適用を受けたいので届出します。

この届出の適用 対象課税期間	※ 租税特別措置法第86条の5第6項の規定の適用を受けることにより、消費税法第12条の4第2項の適用を受けないこととなる最初の課税期間を記載します。 自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日				
上記課税期間の 基準期間	自 令和 年 月 日	左記期間の			
	至 令和 年 月 日	課税売上高	円		
参考事項	高額特定資産等に係る棚卸資産の調整を受けることとなった場合に該当することとなった日 【令和 年 月 日】				

※ 租税特別措置法第86条の5第5項(又は第6項)の規定の適用を受け、消費税法第12条の4第1項(又は第2項)の規定の適用を受けないこととなった場合には、その課税期間の納税義務の判定については、基準期間の課税売上高又は特定期間(原則として、その課税期間の前年の1月1日(法人の場合は前事業年度開始の日)から6か月間)の課税売上高により判定することとなります。(詳しくは、裏面をご覧ください。)

被害の概要	
-------	--

税 理 士 署 名	(電話番号 - -)
-----------	-------------

※ 税務署処理欄	整理番号		部門番号		番号確認	
	届出年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日	台帳整理	年 月 日
	通信日付印	年 月 日	確認			

注意 1. 特定非常災害に係る国税通則法第11条の規定の適用を受け申告期限等が延長されている被災事業者は、この届出書の提出を要しません。
2. ※印欄は、記載しないでください。

「特定非常災害による消費税法第12条の4第1項第2項不適用届出書」の記載要領等

1 提出すべき場合

この届出書は、特定非常災害に係る国税通則法第11条《災害等による期限の延長》の規定の適用を受けない特定非常災害の被災者である事業者(注1)が、次の場合に提出するものです。

- (1) 被災日前又は被災日から指定日(注2)以後2年を経過する日の属する課税期間の末日までの間に高額特定資産(注3)の仕入れ等を行った場合に、被災日の属する課税期間以後の課税期間について、租税特別措置法第86条の5第5項の規定に基づき、消費税法第12条の4第1項の規定を適用しないこととする場合
- (2) 被災日前又は被災日から指定日以後2年を経過する日の属する課税期間の末日までの間に高額特定資産である棚卸資産等又は調整対象自己建設高額資産(注4)について消費税法第36条第1項又は第3項の規定の適用を受けることとなった場合に、被災日の属する課税期間以後の課税期間について、租税特別措置法第86条の5第6項の規定に基づき、消費税法第12条の4第2項の規定を適用しないこととする場合
- (注) 1 特定非常災害により被災した事業者のうち、特定非常災害に係る国税通則法施行令第3条第1項《災害等による期限の延長》又は第3項の規定の適用を受けない事業者をいいます。
2 国税庁長官が特定非常災害の状況及び特定非常災害に係る国税通則法第11条の規定による申告に関する期限の延長の状況を勘案して別に定める日をいいます。
3 高額特定資産とは、課税仕入れに係る支払対価の額(税抜き)が1,000万円以上の棚卸資産又は調整対象固定資産をいいます。また、高額特定資産の仕入れ等を行った場合には、他の者との契約に基づき、又は事業者の棚卸資産若しくは調整対象固定資産として自ら建設等した資産(自己建設高額特定資産)の建設等に要した支払対価の額(事業者免税点制度及び簡易課税制度の適用を受けない課税期間において行った原材料費及び経費に係るものに限り、消費税相当額を除きます。)の累計額が1,000万円以上となった場合を含みます。
4 調整対象自己建設高額資産とは、他の者との契約に基づき、又は事業者の棚卸資産として自ら建設等をした棚卸資産で、その建設等に要した課税仕入れに係る支払対価の額の110分の100に相当する金額等の累計額が1,000万円以上となったものをいいます。

2 提出時期等

この届出書は、高額特定資産の仕入れ等の日(消費税法第12条の4第1項各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める日)又は高額特定資産である棚卸資産等若しくは調整対象自己建設高額資産について消費税法第36条第1項若しくは第3項の規定の適用を受けることとなった日の属する課税期間の末日と指定日とのいずれか遅い日までに、その納税地を所轄する税務署長に提出する必要があります。

3 記載要領

- (1) 元号は、該当する箇所に○を付します。
- (2) 「この届出の適用対象課税期間」欄には、租税特別措置法第86条の5第5項又は第6項の規定の適用を受けることにより、消費税法第12条の4第1項又は第2項の規定の適用を受けないこととなる最初の課税期間を記載します。
- (3) 「上記課税期間の基準期間」欄には、上記(2)の課税期間の基準期間を記載します。
- (4) 「左記期間の課税売上高」欄には、上記(3)における課税売上高を記載します。
なお、基準期間における課税売上高が1,000万円を超える事業者は、納税義務が免除されません(消法9①)。
また、その課税期間の特定期間(※)における課税売上高(課税売上高に代えて給与等支払額の合計額によることもできます。)が1,000万円を超える場合は、その課税期間における納税義務が免除されません(消法9の2)。
※ 特定期間とは、個人事業者の場合はその年の前年の1月1日から6月30日までの期間、法人の場合は、原則として、その事業年度の前事業年度開始の日以後6か月の期間をいいます。ただし、新たに設立した法人で決算期変更を行った法人等は、その法人の設立日や決算期変更の時期がいつであるかにより特定期間が異なる場合があります。詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。
- (5) 「被害の概要」欄には、被害の状況等について記載します。
(例) (本社は□□地方であるが、) ○○県△△市にある事務所が令和2年7月豪雨により損壊した。
- (6) 「参考事項」欄には、高額特定資産の仕入れ等の日(※)又は高額特定資産である棚卸資産等若しくは調整対象自己建設高額資産について消費税法第36条第1項若しくは第3項の規定の適用を受けることとなった日及びその他参考となる事項等を記載します。
※ 高額特定資産の場合には、高額特定資産の仕入れ等を行った日を記載し、自己建設高額特定資産の場合には、当該資産の建設等に要した仕入れ等の対価の額の合計額が1,000万円以上となった日を記載します。
- (7) 記載内容等についてご不明な場合は、最寄りの税務署にお問い合わせください。